

岡山県地区防災計画等作成推進協議会規約の一部改正について

1 改正趣旨

会員等の負担軽減を図るため、監事を 1 名削減する。

2 改正内容

別添資料のとおり

岡山県地区防災計画等作成推進協議会規約（案） 新旧対照表

修正前	修正後
<p>(役員) 第5条 略 (2) 監事 2名</p> <p>附則 1 略 2 略</p>	<p>(役員) 第5条 略 (2) 監事 <u>1名</u></p> <p>附則 1 略 2 略 <u>3 この規約は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>

岡山県地区防災計画等作成推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、岡山県地区防災計画等作成推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域防災力の向上を図るために、県内の地区防災計画等の作成を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、必要な事業を実施する。

(会員)

第4条 協議会の会員は、岡山県及び県内市町村等とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 監事 1名

2 会長は、岡山県危機管理課長の職にあるものとし、監事は会長が指名する。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 監事は、会計を監査する。

(協議会の招集)

第7条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 会員は、必要があると認めるときは、会長に協議会の招集を求めることができる。

3 協議会の招集は、あらかじめ開催日時、場所及び付議事項を示して、書面により会員に通知するものとする。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。

(協議会の開催)

第8条 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、会長は、会員の招集を行わず、書面その他の方法により意見を求めることにより、協議会の開催に代えることができる。

(1) 緊急を要する事態が発生し、協議会を招集する暇がないと認められるとき

(2) その他やむを得ない事情により協議会を招集することができないとき

(3) 会員の招集を行わず、書面その他の方法によるほうが合理的であると判断できるとき

(部会)

第9条 会長は、協議会の目的を達成するため必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の構成及び運営方法等については、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、事務局を岡山県危機管理課内に置く。

2 事務局に事務局長を置き、事務局長は、岡山県危機管理課地域防災推進班長をもって充てる。

(予算及び決算)

第11条 協議会の予算及び決算は、事務局が作成し、会員の同意を得て会長が決定する。

(経費)

第12条 協議会の経費は、岡山県の負担金その他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第13条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、平成31年度についてはこの規約の施行日から始まるものとする。

(残余財産の処分)

第14条 本会の解散に伴う残余財産の処分は、岡山県が決定する。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会員に協議の上、会長が決定する。

附則

1 この規約は、平成31年4月23日から施行する。

2 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

3 この規約は、令和6年4月1日から施行する。